

令和7年2月19日

指 名 業 者 様

広島県水道広域連合企業団
三原事務所長

指 名 競 争 入 札 執 行 通 知 書
(電 子 入 札 実 施 案 件)

次のとおり、指名競争入札を行いますので、広島県水道広域連合企業団契約規程第27条第2項の規定により通知します。

1 入札に付する事項

業 務 名 : 市道幸崎 73 号線外 1 路線 φ 75 mm 送・排水管布設替修正設計業務
業務場所 : 三原市幸崎町能地
履行期限 : 令和7年7月31日
予定価格 : ¥ 3, 7 9 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税額を除く)
なお、この設計業務には、最低制限価格を設定しています。

2 入札並びに開札日時

入 札 日 : 令和7年3月5日(水) 9時00分～17時00分
 令和7年3月6日(木) 9時00分～16時00分締切
開 札 日 : 令和7年3月7日(金) 9時5分
開札会場 : 三原事務所庁舎1階 第1会議室

※天変地異その他やむを得ない理由が生じた場合には、入札期日を変更するか、入札を中止することがあります。

3 設計図書に関する質問

- (1) 質問の提出期限及び方法 : 令和7年2月27日(木) 17時まで
文書で業務課総務係へ持参又は FAX してください。(電子メールは不可)
- (2) 質問に対する回答期限及び方法 : 令和7年3月4日(火)
回答は広島県水道広域連合企業団ホームページに掲載します。

4 入札保証金

三原市契約規則第14条第2項により免除します。

5 契約保証金

この業務は、契約保証金を免除とします。

ただし、過去2年間に公共の測量・建設コンサル等の業務を2回以上誠実に履行した実績のない者は契約保証金を必要とします。

契約保証金として、契約金額の10分の1以上を納付してください。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

なお、金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6ヶ月以上確保してください。

6 入札の方法

電子入札とします。

入札希望者は、設計図書・入札注意事項等を確認のうえ、この通知書記載事項及び職員の指示を遵守して、入札書に見積金額を入力して、指定日時に提出してください。

(1) 入札書記載金額

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力してください。

(2) 入札の回数

入札の回数は1回です。

7 入札の無効

次の各号に該当する場合は、その入札は無効となります。

- (1) 参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書が所定の日時まで所定の場所に到達しなかったとき。
- (3) 入札が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者の意思表示であるとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。その他入札に際して不正な行為があったとき。
- (6) その他入札に関する条件に違反したとき。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を、落札者とします。

ただし、同価の入札があった場合は「電子くじ」で決定します。

- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

9 契約の締結

落札者が契約締結する期間は、落札通知をした日から 5 営業日以内とします。

10 前払金

業務委託料が 300 万円以上の場合、業務委託料の 10 分の 3 以内を前払金として請求することができます。

ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項に規定する業務とします。

11 その他

- (1) 郵送による入札はできません。
- (2) 契約の履行上やむを得ない場合には、双方協議して設計を変更し、契約金額を変更することがあります。
- (3) 設計図書は広島県水道広域連合企業団ホームページで閲覧してください。
- (4) 必要に応じて積算見積書の提出を求める場合があります。
- (5) その他不明な点は、三原事務所業務課総務係
(Tel 0848-64-2297、FAX 0848-64-2135) へお問い合わせください。

別紙

入札に付す全ての測量・建設コンサルタント等業務委託を対象とします。

1 最低制限価格の算定方法

(1) **最低制限価格＝基準価格×(1+A)**

A(偶発値)は、1/1000、2/1000、3/1000、4/1000、5/1000のうちいずれかで、無作為・電子的に決定します。

(※ 最低制限価格は、千円未満を切捨てます。)

(2) **基準価格の算定方法**

(※ 諸経費、技術料等経費などは、係数を乗じる都度、円未満を切捨てます。)

(ア) **測量業務委託の場合**

基準価格＝直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48

(イ) **建築関係の建設コンサルタント業務の場合**

基準価格＝直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

(ウ) **土木関係のコンサルタント業務の場合**

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋
一般管理費等×0.48

(エ) **地質調査業務の場合**

基準価格＝直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8
＋諸経費×0.48

(オ) **補償関係コンサルタント業務の場合**

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋
一般管理費等×0.45

(カ) **試掘業務の場合**

基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋
現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68

2 最低制限価格の範囲

- (1) 最低制限価格は、測量業務については、予定価格(税別、以下「予定価格」は全て税別)の10分の6から10分の8.2の範囲内で定める額とし、その額が10分の6に満たない場合は10分の6、10分の8.2を超える場合は10分の8.2とします。

建築関係・土木関係・補償関係の建設コンサルタント業務については、予定価格(税別、以下「予定価格」は全て税別)の10分の6から10分の8の範囲内で定める額とし、その額が10分の6に満たない場合は10分の6、10分の8を

超える場合は10分の8とします。

地質調査業務については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で定める額とし、その額が3分の2に満たない場合は3分の2、10分の8.5を超える場合は10分の8.5とします。

(2) 測量業務、建設コンサルタント等業務、補償コンサルタント業務と地質調査業務または試掘業務が共に含まれた業務のみ、最低制限価格の算定は、次の方法によるものとします。

(ア) 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務について、各々前記1(2)(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)に定める算定方法により、業務ごとの基準価格を算定します。ただし、その価格が予定価格の10分の8(測量は10分の8.2)を越える場合は10分の8(測量は10分の8.2)とし、10分の6に満たない場合は、10分の6をもって業務ごとの基準価格(円未満切捨て)とします。

(イ) 地質調査業務については、前記1(2)(エ)に定める算定方法により地質調査業務のみの基準価格を算定します。ただし、その価格が予定価格の10分の8.5を越える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は、3分の2をもって地質調査業務の基準価格(円未満切捨て)とします。

(ウ) 試掘業務については、前記1(2)(カ)に定める算定方法により試掘のみの基準価格を算定します。ただし、その価格が予定価格の10分の9.2を越える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5をもって試掘業務の基準価格(円未満切捨て)とします。

(エ) 前記(ア)で得られた業務ごとの基準価格と前記(イ)または前記(ウ)の基準価格を合算し、基準価格とします。

(オ) 前記(エ)で得られた基準価格に偶発値を乗じて得た価格を最低制限価格(千円未満切捨て)とします。

3 その他

(1) 予定価格を超えた入札及び最低制限価格を下回った入札は無効とします。

(2) 予定価格及び基準価格の算定式は事前公表

(3) 最低制限価格は事後公表